



Title	中國中古時期における姓氏と譜牒に関する研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	市村, 俊太郎
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第15977号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92050
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Shuntaro_Ichimura_abstract.pdf, 論文内容の要旨



學位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文學）

氏名： 市村 俊太郎

學位論文題名

中國中古時期における姓氏と譜牒に関する研究

・本論文の観点と方法

本論文は、姓氏とは人物の屬する家族や宗族を指す表號、譜牒とは個人や家族の血統およびその周邊情報を記した資料と定義した上で、中國の中古時期、すなわち兩漢期から南北朝期に至るまでの間、姓氏と譜牒との關係に焦點を當てつつ、當時の社會における親族意識について、思想的および歴史的な角度より考究したものである。具體的には、①兩漢交代期における王莽の譜牒「自本」の形式、②後漢期における王符『潜夫論』志氏姓篇・五德志篇の構造、③魏晉南北朝期における劉劼と庾蔚之の説いた同姓不婚をめぐる議論、④北魏・北周期における婚姻に関する規制について考察し、時代の推移に従って、姓氏や譜牒に関する理解が次第に進行したこと、「同祖異姓」「同姓異祖」という錯綜した形態が問題視される中で、主として理念的に解決策が摸索されたこと、また姓氏における最大の争点である同姓不婚についての議論がなされ、そこでは理念と實踐の融和的な解決策が試みられたことを明らかにする。

・本論文の内容

序章では、本研究の問題背景、問題提起、研究方法について、簡潔に記述する。

第一章「王莽の「自本」考」では、兩漢交代期の政治家王莽の系譜資料である「自本」をとりあげ、従来、同資料には黄帝や舜といった傳説上の聖王が含まれており、王莽が漢新革命を遂行するに當り、五德終始説を利用し、自己の正統性を示すためのものとして理解されてきたという成果を踏まえつつ、記された姓氏の配置に着目することによって「自本」の作成過程を解明するとともに、王氏と祖先を同じくする「姚」「媯」「陳」「田」の四氏を自己の宗族に取り込む意圖があったことを指摘する。また、この四氏は、爵位や王莽の建てた宗廟の祭祀、皇室の屬籍を扱う秩宗の官職などを通じて、實際の政治上でも同族としての身分がある程度保證されていたことに言及する。後漢時代以降、中國では血縁範圍に関する議論が盛んに行われるようになるが、異姓をも含む「自本」の宗族像は、その形式自體が一つの晝期性を有していたと論ずる。

第二章「『潜夫論』志氏姓篇考」では、後漢時代の思想家王符の撰した『潜夫論』志氏姓篇・五德志篇をとりあげ、そこに見える姓氏觀について考察する。志氏姓篇・五德志篇の構成は、伏羲から漢の劉氏までの各王朝創始者を五行相生の順に配當し、各姓氏の始祖と見なすものである。ここでの姓氏觀は、黄帝を多くの姓氏の始祖として集約させる帝繫説と對照的で、分節的な性質をもつものであり、その背景には、王符が當時の姓氏と系譜の亂れを問題視し、「本祖を推紀」することを第一の目的としていたことを明らかにする。また、こうした王符の姿勢は、後代の應劭『風俗通』姓氏篇などと比較すると、姓氏を超えた血統性に重點が置かれていたことに論及する。後漢時代以降、血縁範圍の晝定についての議論が行われたが、その中で王符はあくまで現實的な姓氏號より血統の理念を重要視する傾向があったことを指摘する。

第三章「『通典』にみえる劉劼・庾蔚之の同姓不婚説」では、杜祐撰『通典』に記載されている「同姓婚議」をとりあげ、その特徴について考察する。中國では古くから同姓間の婚姻を規制する同姓不婚の慣習が存在したが、實際にいかなる範圍に基づき婚姻を制限するかについては多くの問題が

存在した。その中で『通典』所載の議論は、主に晉代の劉嘏と南朝宋の庾蔚之が同姓不婚について論じたものとして注目される。まず、劉嘏は、同姓の女性を娶ったことにより批判にさらされたため、それへの反論として婚姻の制限は表面的な姓によるのではなく、「始限」と「理終」という原理によって区切られた血縁範囲によるべきだと主張した。また、劉嘏の説を継承した庾蔚之は、鄭玄の注釋を踏まえながら、「始限」と「理終」について詳細に説明した。こうした劉嘏と庾蔚之の同姓不婚説の意義は、同姓不婚を禮學に依據しつつも實踐可能な範囲に落とし込もうとした点にあり、その後の唐律の運用にも反映されたことを論證する。

第四章「北魏・北周における姓氏と婚姻規制」では、北魏の特に孝文帝期における姓氏の改制と同姓婚の禁止令ならびに西魏北周期における賜姓策と親族の遠近による婚姻の制限令をとりあげ、それぞれの姓氏觀について考察する。具體的には、北魏時代では、孝文帝の改革に至るまで、鮮卑北族由來の姓のあり方が繼續され、可變的な姓が用いられる中で、姓族詳定と姓の漢化が行われたが、同姓不婚を法制度化するに際して、表面的な姓を重視する傾向が見られることを推論する。續く西魏北周期では、姓氏の賜與など復古的な姓氏の扱いが見られる中で、五服に基づく婚姻規制が行われ、これは可變的な姓氏によって、近親婚を防ぐ意識が働いたものと考察する。その結果、北朝期の姓氏に対する素朴な認識が、同姓不婚の制度化を可能とし、またその反省から、親族範囲に基づく婚姻制限が生じた可能性が高いことを示唆する。

終章では、本研究における各章の要點と結論をまとめる。その上で、研究全體の成果として、通時的に俯瞰すると、兩漢交代期に、王莽は姓氏と牒譜を用いて政治利用しようとしたが、それは、結果的に姓氏が内含する問題を表面化することとなったという。また、後漢時代には、姓氏に関する理解が大きく進むことによって「同祖異姓」「同姓異祖」という錯綜した形態が問題視されるようになり、主に理念の方面における解決策が摸索されたことを詳細に論述する。さらに魏晉期には、貴族勢力が中心的役割を果し、禮の實踐が重視され、家柄を保證する譜牒が流行したと述べる。その中で、姓氏における大きな争点でもある同姓不婚について、議論が盛んに行われ、理念と實踐の融和的な解決が試みられたことを解明する。その一方で、北朝では、北族文化の流入により姓氏體系の混亂が生じたが、孝文帝らによって姓氏の漢化が進められ、その中で、婚姻や姓氏の扱いにおける法令化が行われたとするとともに、そうした流れを汲みながら、同姓不婚の成文法へ至ったと結論づける。